

コンプライアンスプログラム

1 コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは

「法令」、「社内規程・規則」、「企業倫理（企業や社会人として守るべき社会良識）」を遵守することを意味します。

2 コンプライアンスプログラムの概要

コンプライアンスの徹底を図るため、以下のプログラムを実践します。

取組み 経営の基本，遵守すべき事項，内部通報制度の明示

“コンプライアンス基本規程の制定”（経営の基本の明示）

“企業倫理遵守に関する行動基準の制定”（遵守すべき事項の明示）

“内部通報規則の制定”（内部通報制度の明示）

取組み 社会常識に沿った業務運営・コンプライアンス徹底のための推進体制の整備

“コンプライアンス委員会”の設置

（役割）

(1)コンプライアンス経営のための活動方策の策定・展開

(2)コンプライアンスに反する事案の調査・対応等の審議

“コンプライアンス相談窓口”の設置

（役割）

(1)コンプライアンス違反行為の内容の相談・通報窓口

(2)企業倫理遵守に関する行動基準の内容や解釈の問い合わせ

“最高責任者”等役割の明確化

(1)コンプライアンス委員会委員長（最高責任者）：社長

コンプライアンスに関する経営の責務を明確化

(2)コンプライアンス委員会委員：各部長（部部長を含む）

コンプライアンスの推進役

(3)コンプライアンス相談窓口：総務部総務グループ

取組み 仕事のルールの適正化・徹底，意識の変革，風通しの良い職場風土の構築

・規程・規則の整備

・文書・業務記録管理の徹底

・全社員に対するコンプライアンス遵守のための研修の実施（意識の変革）

・コミュニケーションの活性化（風通しの良い職場風土の構築）

（仕事のルールの適正化・徹底）

* コンプライアンス相談窓口（総務部総務グループ）

相談者の範囲：当社の仕事に関係している全ての者

（社員，嘱託，派遣社員，パート，アルバイト，取引先企業社員等）

役割：・コンプライアンス違反行為の内容の相談・通報窓口

・企業倫理遵守に関する行動基準の内容や解釈の問い合わせ

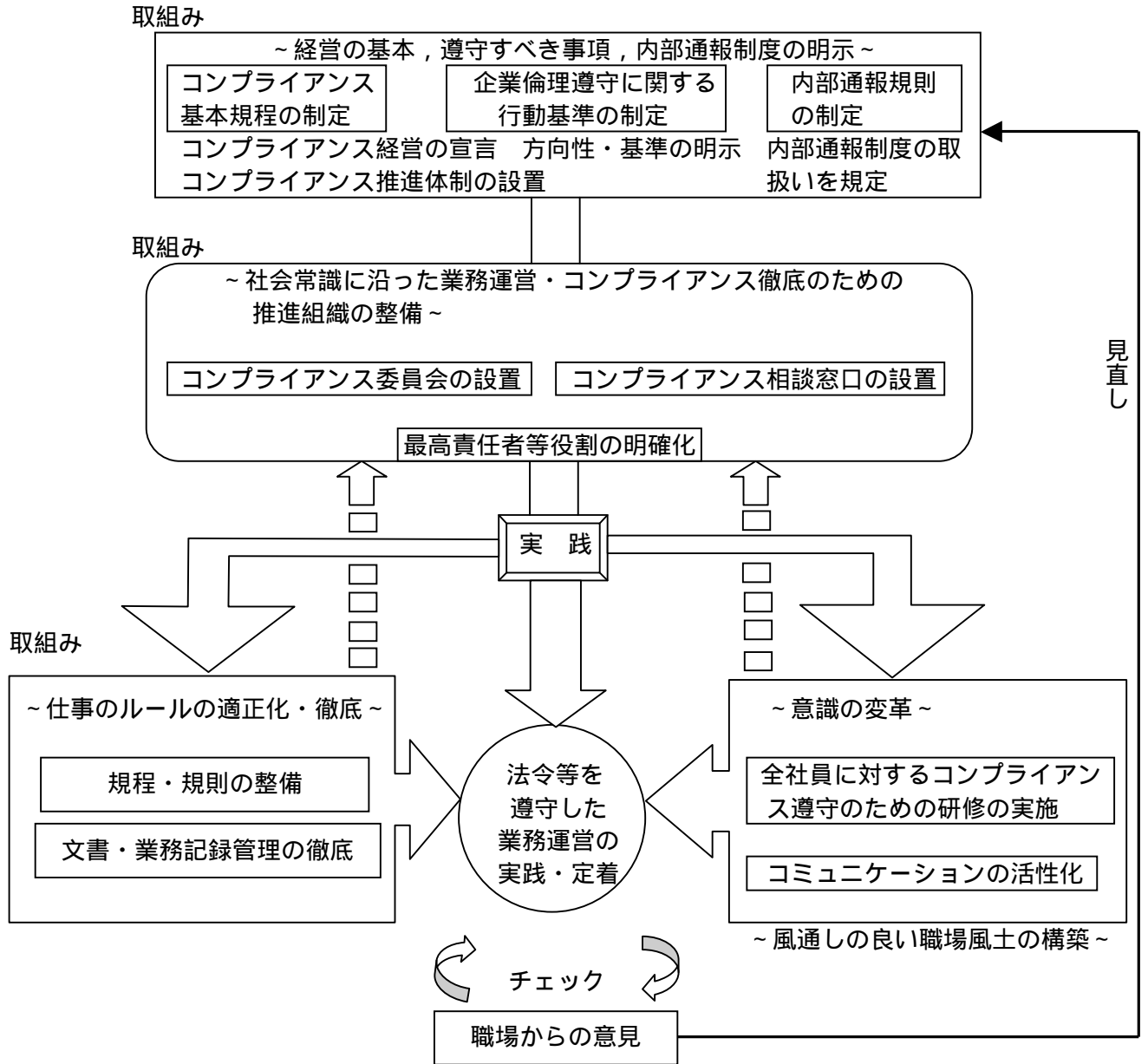
相談者の保護：・相談者のプライバシーは厳重に保護，匿名による相談も可能

・相談した行為自体を理由に相談者が会社から不利益な取扱いを一切受けない

・具体的事案の相談の場合，相談者の了解を得ながら事実関係の調査を実施する

相談の方法：口頭，電話，電子メール，郵便等

【プログラムの相関関係】



【コンプライアンス推進及び内部通報体制】

